

□■受験対策ミニ講座 14 号 2022□■（養成所ニュースプラス 19 号）

そろそろ皆さんのお手元に社会福祉士国家試験「国家試験直前対策講座」のお知らせが届く頃かと思います。今回は有料の講座になります。第 35 回国家試験を直前に控えたこの時期に、要点を再確認するためにもぜひ活用してください。外部講師による約 3 時間の動画配信に加え、穴埋め問題を含むテキストもダウンロードできます。過去問での勉強とは違った学習ツールで、直前期の準備を進めてください。

さて、今回は「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」からの出題です。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 30 回問題 57】 障害者福祉制度の発展過程に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 児童福祉施設入所中に 18 歳以上となる肢体不自由者が増加する問題に対応するため、身体障害者福祉法が制定された。
2. 学生や主婦で任意加入期間中に国民年金制度に加入していなかったために無年金になった障害者を対象に、障害基礎年金制度が創設された。
3. 支援費制度の実施により、身体障害者、知的障害者、障害児のサービスについて、利用契約制度が導入された。
4. 障害者の権利に関する条約を批准するため、同条約の医学モデルの考え方を踏まえて、障害者基本法等の障害者の定義が見直された。
5. 「障害者総合支援法」の施行により、同法による障害者の範囲に発達障害者が新たに含まれた。

（注）「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(33 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日（月）に発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・本日（令和 4 年 12 月 9 日）、第 35 回社会福祉士国家試験の受験票が投函（郵送）されます。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

・第 35 回国家試験は、令和 5 年 2 月 5 日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。

第 33・34 期生の皆様にご案内を郵送しましたので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。現在は、受験対策ガイドダンス動画及び全科目対応のオンデマンド動画が視聴可能です。また、12 月 7 日（水）に国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。是非ご利用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 正答と解説】

12月3日から9日までは、障害者基本法に定められている「障害者週間」です。12月3日は、国連の「国際障害者デー」、12月9日は以前、障害者基本法に規定されていた「障害者の日」にあたります。「障害者週間」は、障害のある方たちの社会への参加を促進するというねらいのもと、身近な地域でも作品展やワークショップ等のイベントが行われます。

また、12月4日から10日は人権週間です。内閣府の啓発動画やご当地のTVCMもこの間多く流れています。「誰か」のことじゃない。-こんなことばが書かれたポスターには、「みんなの人権110番」の連絡先が掲載されています。

日本の障害分野でも、選択肢にある「障害者権利条約」の署名から批准までの7年間に権利を守る多くの法律が作られました。

障害者福祉制度の発展過程は、第30回から第33回まで続けて出題されています。制度の発展過程や変遷に関する問題は、高齢者や地域福祉、社会保障でも毎年のように出題されています。過去問の選択肢を年代順に並べていくことで、移り変わりがわかります。その変遷のポイントとして欠かせないのが人権の尊重です。

1. ×戦後まもなくは、傷痍軍人への無差別平等に反しない援護や旧生活保護法で保護できない身体障害者の処遇の課題がありました。職業的自立を目指す更生法として1949（昭和24）年に制定されました。
2. ×障害基礎年金の受給要件は、基本的に国民年金の加入期間や国民年金等の納付金の払い済み期間が求められます。無年金になった障がい者を対象に創設されたのは「特別障害給付金制度」です。
3. ○2003（平成15）年の支援費制度で、身体障害者、知的障害者、障害児について利用契約制度が導入されました。措置制度から利用契約制度に変わり、事業者と対等な関係で利用できるようになりました。
4. ×「医学モデル」ではなく「社会モデル」です。
5. ×2010（平成22）年の「障害者自立支援法」改正により発達障害者が障害者の範囲に含まれるようになりました。さらに、「障害者自立支援法」が2012（平成24）年に「障害者総合支援法」に改正され、障害者の範囲に一定の難病患者が新たに含まれました。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus